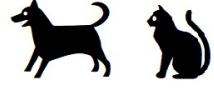


譲渡会での注意事項



長崎市動物愛護管理センター

- (1) 会場内で写真撮影を希望される方は、動物愛護管理センターの職員に申し出てください。職員からの許可を得たうえで、撮影を行ってください。
- (2) 発熱ほか、風邪の諸症状がある等、健康状態に不安がある方は、参加をご遠慮ください。

(動物愛護管理センターで飼育している、譲渡対象の猫)

- (1) 生後 8 週間(56 日)までは、譲渡対象外です。
 - (2) 当日の引き渡しはできません。
 - (3) 譲り受けの申請ができるのは、長崎市内又は隣接する市町(諫早市、西海市、長与町又は長与町)にお住いの方です。
- 《譲渡までの基本的な手順》
- ① 書類審査等により、適正な飼育をしていただけることを確認します。
(内容に応じて、飼育予定環境の確認のための現地調査等を行うことがあります。)
 - ② 後日改めてトライアル期間(2 週間～)を設けてお引き渡しします。
 - ③ トライアル期間後、動物愛護管理センターが、上記①②の結果を基に譲渡の適否を判断します。
 - ④ 譲渡に適していると判断された場合、正式に譲渡します。

(動物愛護管理センターで飼育している犬)

- (1) 当日の引き渡しはできません。
- (2) 譲渡条件は、犬ごとに異なります。詳しくは、動物愛護管理センター職員にお尋ねください。

(登録ボランティア団体が飼育している犬・猫)

- (1) 登録ボランティア団体の譲渡条件となります。
(※登録ボランティア団体の基準により、負担金が発生します。)
- (2) 当日の引き渡しはできません。
- (3) 詳しくは、登録ボランティア団体スタッフへお尋ねください。

飼い主が守らなければならない3つのポイント

- ① 動物の種類に応じて適正に飼い、健康及び安全を保持すること
- ② 人に迷惑をかけないこと
- ③ 最後まで責任を持って飼うこと